

# 税務部監査結果報告書

## 1 監査の種類

定期監査（地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査）

## 2 監査実施の期間

令和7年4月18日から同年6月26日まで

## 3 監査の対象及び範囲

税務部の所管に属する令和6年4月1日から令和7年2月28日までに執行された財務に関する事務

- (1) 予算の執行に関する事務
- (2) 収入に関する事務
- (3) 支出に関する事務
- (4) 契約に関する事務
- (5) 財産管理に関する事務

## 4 監査の主な着眼点

- (1) 財務に関する事務が関係法令等にのっとり適正に行われているか。
- (2) 財務に関する事務に係る計数に誤りはないか。
- (3) 3E（経済性、効率性、有効性）が図られているか。
- (4) 財務に関する事務に係る内部統制が図られ、事務処理が適切に行われているか。
- (5) 前回の定期監査における指摘事項が改善されているか。

## 5 監査の実施内容

監査は、横須賀市監査基準に準拠し、あらかじめ必要があると認められる監査資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取し、抽出による関係帳簿及び関係書類の調査並びに現地調査を行った。

## 6 監査の結果

監査の結果、次に述べる事項について適正な措置を講じられたい。

### (1) 収入に関する事務

専決規程によると、国・県支出金の交付決定は部長専決事項とされているが、「（新制度）個人県民税徴収取扱費に関する報告（交付請求）書

（令和6年4月1日～令和6年6月30日分）について」の交付請求に係る  
決裁文書において、税制課長の決裁により決定していたので、今後は、専  
決規程に基づいた適正な事務処理に改められたい。

（税制課）

(2) 支出に関する事務

「会計年度任用職員の任用について（総務係）」の決裁に添付された通  
勤届の一部に通勤費の算出誤りがあったため、令和6年度分の会計年度任  
用職員の報酬支出において、総額3,600円の支給不足が生じていたので、  
必要な措置を講じるとともに、今後は適正な事務処理に改められたい。

（資産税課）

(3) 契約に関する事務

ア 契約履行規則では、賃貸借期間の初日までに契約者から物件の納入を  
受け、リース物件納入書が提出されたときは、当該物件の使用開始前ま  
でにこれを検査し、契約不適合がないことを確認しなければならないと  
されており、契約事務取扱規程では、検査員は、検査を行ったときは、  
検査書により、主管課長等に報告しなければならないとされている。し  
かし、税務地図情報システム借上に係るリース物件納入検査において、  
検査書による報告がされていなかったため、今後は、契約事務取扱規程  
に基づいた適正な事務処理に改められたい。

（資産税課）

イ 契約規則によると、50万円以下の随意契約にあつては、契約の履行に  
必要な要件を記載した見積書をもって請書等に代えることができると規  
定されており、物件供給契約において見積書をもって請書等に代える場  
合には、契約の履行に必要な要件として納入期限の記載が必要となる。  
ハードウェア延長保守パックの購入に係る契約手続について、請書等に  
代えて見積書をもって事務処理を行っていたが、見積書に納入期限が記  
載されていなかったため、今後は、契約規則に基づいた適正な事務処理  
に改められたい。

（資産税課）